

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5870050号
(P5870050)

(45) 発行日 平成28年2月24日(2016.2.24)

(24) 登録日 平成28年1月15日(2016.1.15)

(51) Int.Cl.

A 47 B 77/00 (2006.01)

F 1

A 47 B 77/00

請求項の数 4 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2013-21153 (P2013-21153)
 (22) 出願日 平成25年2月6日 (2013.2.6)
 (65) 公開番号 特開2014-150862 (P2014-150862A)
 (43) 公開日 平成26年8月25日 (2014.8.25)
 審査請求日 平成27年5月13日 (2015.5.13)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 000000413
 永大産業株式会社
 大阪府大阪市住之江区平林南2丁目10番
 60号
 (74) 代理人 100104640
 弁理士 西村 陽一
 岡本 章司
 大阪府大阪市住之江区平林南2丁目10番
 60号 永大産業株式会社内
 (72) 発明者 峯田 崇央
 大阪府大阪市住之江区平林南2丁目10番
 60号 永大産業株式会社内
 (72) 発明者 川端 文治
 大阪府大阪市住之江区平林南2丁目10番
 60号 永大産業株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】システムキッチンのベースキャビネット

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

背板がダイニング側またはリビングダイニング側を向くように、ダイニング又はリビングダイニングと台所との間に配設される対面型のシステムキッチン用のベースキャビネットであって、

前記背板の外面側に装飾パネルが取り付けられており、

前記装飾パネルは、所定厚みを有する平板状の吸音材及び前記吸音材の端面を覆うように、前記吸音材を全周に渡って取り囲む枠材を有する心板と、前記心板の外表面及び端面を直接覆う布地とを備えており、

前記枠材は、前記心板の外面側及び内面側の双方が開放されていることを特徴とするシステムキッチン用のベースキャビネット。

【請求項 2】

前記装飾パネルが側板の外面側にも取り付けられている請求項 1 に記載のシステムキッチン用のベースキャビネット。

【請求項 3】

前記心板は、前記吸音材の外面側に配設された活性炭シートを備えている請求項 1 または 2 に記載のシステムキッチン用のベースキャビネット。

【請求項 4】

前記心板は、その外面側を覆っている前記布地に隣接するように配設された光触媒シートを備えている請求項 1、2 または 3 に記載のシステムキッチン用のベースキャビネット

10

20

。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、対面型のシステムキッチン用のベースキャビネットに関する。

【背景技術】

【0002】

近年は、ダイニングやリビングダイニングとキッチンとが完全に仕切られておらず、台所でシンクや調理台などに向かって立ったとき、身体がダイニングやリビングダイニング側を向くように設計された対面型のシステムキッチンによって、ダイニングやリビングダイニングと台所とが区画される場合がある。 10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特許第4277444号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、近年のシステムキッチンのベースキャビネットには、食器洗濯乾燥機（以下、食洗機という。）やディスポーザー等が組み込まれることがあり、上述したような対面型のシステムキッチンの場合、食洗機からの食器洗浄音やディスポーザーからの破碎音等がダイニングやリビングダイニングに伝搬し、ダイニングで食事をしている人やリビングダイニングでくつろいでいる人に対して騒音になるといった問題がある。 20

【0005】

そこで、この発明の課題は、台所で発生した騒音がダイニングやリビングダイニング側に伝搬し難いシステムキッチンのベースキャビネットを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記の課題を解決するため、請求項1に係る発明は、背板がダイニング側またはリビングダイニング側を向くように、ダイニング又はリビングダイニングと台所との間に配設される対面型のシステムキッチン用のベースキャビネットであって、前記背板の外面側に装飾パネルが取り付けられており、前記装飾パネルは、所定厚みを有する平板状の吸音材及び前記吸音材の端面を覆うように、前記吸音材を全周に渡って取り囲む枠材を有する心板と、前記心板の外表面及び端面を直接覆う布地とを備えており、前記枠材は、前記心板の外面側及び内面側の双方が開放されていることを特徴とするシステムキッチン用のベースキャビネットを提供するものである。 30

【0007】

また、請求項2に係る発明は、請求項1に係る発明のシステムキッチン用のベースキャビネットにおいて、前記装飾パネルが側板の外面側にも取り付けられていることを特徴としている。 40

【0008】

また、請求項3に係る発明は、請求項1または2に係る発明のシステムキッチン用のベースキャビネットにおいて、前記心板が、前記吸音材の外面側に配設された活性炭シートを備えていることを特徴としている。

【0009】

また、請求項4に係る発明は、請求項1、2または3に係る発明のシステムキッチン用のベースキャビネットにおいて、前記心板が、その外面側を覆っている前記布地に隣接するように配設された光触媒シートを備えていることを特徴としている。

【発明の効果】

【0010】

以上のように、請求項 1 に係る発明のシステムキッチン用のベースキャビネットは、所定厚みを有する平板状の吸音材及び前記吸音材の端面を覆うように、前記吸音材を全周に渡って取り囲む、外側及び内側の双方が開放された枠材の内側に吸音材を配設してなる心板の外表面及び端面が布地によって直接覆われた装飾パネルを、背板の外側に取り付けてあるので、ベースキャビネット内に、食洗機やディスポーザー等が組み込まれた場合であっても、食洗機からの食器洗浄音やディスポーザーからの破碎音等が装飾パネルの吸音材に吸音されることによって、ダイニング側またはリビングダイニング側に伝搬されにくく、ダイニングやリビングダイニングにおいて、食事をしたり、テレビを見たり、音楽を鑑賞したり、読書をしたりする際に、台所側の騒音が気にならないという効果が得られる。

10

【0011】

また、装飾パネルは、ダイニング側またはリビングダイニング側に露出する外表面が布地によって形成されているので、柔らかい印象を与えると共に、ダイニングやリビングダイニングの雰囲気にあった統一感を与えることも可能となり、デザイン面においても優れている。

【0012】

特に、請求項 2 に係る発明のベースキャビネットは、側板の外側にも装飾パネルが取り付けられているので、上述した騒音防止効果がさらに向上する。

【0013】

また、請求項 3 に係る発明のベースキャビネットは、装飾パネルの心板が、吸音材の外側に配設された活性炭シートを備えているので、不快に感じるペット、たばこ、排水・生ゴミ等に起因した生活臭や、シックハウス症候群の原因物質であるホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物（VOC）を吸着することができ、ダイニングやリビングダイニングの環境改善を図ることができる。

20

【0014】

さらに、請求項 4 に係る発明のベースキャビネットは、装飾パネルの心板が、その外側を覆っている布地に隣接するように配設された光触媒シートを備えているので、装飾パネルの布地を透過してくる光を光触媒シートが吸収することによって、シート表面に酸化還元力が発生し、この酸化還元力によって、生活臭の発生原因となっている物質や、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物（VOC）を分解除去すると共に、抗菌効果を得ることができる。

30

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図1】(a)はこの発明に係るベースキャビネットの一実施形態を組み込んだ対面型のシステムキッチンを示す平面図、(b)は同上のシステムキッチンを示す正面図、(c)は同上のシステムキッチンを示す左側面図、(d)は同上のシステムキッチンを示す右側面図である。

【図2】(a)は同上のシステムキッチンを示す背面図、(b)は同上のシステムキッチンにおける装飾パネルを取り外した状態を示す背面図である。

【図3】(a)は同上のシステムキッチンを示す縦断面図、(b)は同上のシステムキッチンにおける装飾パネルを取り外した状態を示す縦断面図である。

40

【図4】(a)は同上の装飾パネルを示す正面図、(b)は同上の装飾パネルを示す背面図、(c)は(a)のX-X線に沿った断面図である。

【図5】(a)は同上のシステムキッチンに使用されている装飾パネルの載置部材を示す平面図、(b)は同上の載置部材を示す正面図、(c)は同上の載置部材を示す底面図、(d)は同上の載置部材を示す背面図である。

【図6】同上の載置部材を示す端面図である。

【図7】(a)は同上の装飾パネルを取り付けた状態の背板下部を示す詳細図、(b)は同上の装飾パネルを取り外した状態の背板下部を示す詳細図である。

【図8】同上の装飾パネルの取り付け方法を示す説明図である。

50

【図9】図8における装飾パネルの載置部材への載置状態を示す拡大図である。

【図10】同上の装飾パネルの取り付け方法を示す説明図である。

【図11】同上の装飾パネルの取り付けが完了した状態を示す図である。

【図12】同上の装飾パネルの取り外し方法を示す説明図である。

【図13】図12における装飾パネルの載置部材への載置状態を示す拡大図である。

【図14】同上の装飾パネルの取り外し方法を示す説明図である。

【図15】図14における装飾パネルが載置部材から外れた状態を示す部分拡大図である。

【発明を実施するための形態】

【0016】

10

以下、実施の形態について図面を参照して説明する。図1～図3は、台所K側とダイニングルームD側とを区画するように配設された対面型のシステムキッチン1を示している。このシステムキッチン1は、同図に示すように、上面開口部を有する複数のキャビネットユニット2a、2b、2cからなるベースキャビネット2と、このベースキャビネット2の上面開口部に固定設置される、シンク5を有するカウンター4とを備えており、カウンター4には、ガスコンロ6等の器具が装着されると共に、中央に配置されるキャビネットユニット2bには食洗機3が組み込まれている。

【0017】

前記キャビネットユニット2a、2b、2cは、背板11の外面側の所定位置に上部横桟木11a及び下部横桟木11bがそれぞれ固定されており、それぞれの上部横桟木11aにベースキャビネット2の全幅と略同一長さの長尺の上部支持材12を固定することによって、キャビネットユニット2a、2b、2cが相互に連結されている。

20

【0018】

前記カウンター4は、図3(a)、(b)に示すように、ベースキャビネット2の背板11からダイニングルームD側に張り出しており、その張出部4aは、上部支持材12に、その上部支持材12と略同一長さのカウンター固定金具7を介して支持されていると共に、上部支持材12の下方側には、キャビネットユニット2a、2b、2cの背板11を覆うように、3枚の装飾パネル20が着脱自在に取り付けられている。なお、シンク側のキャビネットユニット2aには、図2(a)、(b)に示すように、中央の装飾パネル20とシンク側の装飾パネル20の境界部分に双方の装飾パネルの側端部を支持するための縦桟木11cが背板11に取り付けられている。

30

【0019】

前記カウンター固定金具7の下端部は、上部支持材12の下端面よりも10mm程度下方側に張り出しており、図3(a)に示すように、載置部材30に載置した装飾パネル20の上端部を、上部支持材12の下端面から張り出したカウンター固定金具7の下端部に係止させることで、装飾パネル20が背板11の外面に沿うように支持されている。

【0020】

前記装飾パネル20は、図4(a)～(c)に示すように、厚さ5.5mmの合板によって長方形状に形成された枠材22、この枠材22の内側に収容された、中空ポリエチル繊維とバージンウールとを立体的に編み込んだ吸音材(登録商標「サーモウール」(株)コスマプロジェクト製)23、この吸音材23の一方の外表面の中央部に配設された、活性炭シートと光触媒シートとをラミネートした複合シート24からなる心板21と、この心板21における複合シート24が配設されたほうの外表面及び端面を被覆する布地25とから構成されており、複合シート24は、光触媒シートが布地25側を向くように配置されている。

40

【0021】

前記載置部材30は、図5(a)～(d)、図6及び図7(a)、(b)に示すように、装飾パネル20の全幅と略同一長さのアルミニウム成形品であり、装飾パネル20を立てた状態で載置する載置面30aを有する本体部31と、この本体部31の載置面30aの前端縁から立ち上がる操作部32と、本体部31における後面の両端部に取り付けられ

50

た一対のマグネットユニット33とを備えており、マグネットユニット33のマグネットが、背板11の外面側の所定位置で床面にねじ止めされた磁性体からなる縦断面L字状の保持金具13に吸着されることで、装飾パネル20を載置した載置部材30が前後方向に位置決めされ、容易に位置ずれしないようになっている。

【0022】

前記本体部31は、前面板、後面板、上面板及び下面板によって角筒状に形成されており、上面板が後面板よりも後方側に張り出すことによって、装飾パネル20の厚みと略同一幅の載置面30aが形成されていると共に、操作部32は、操作しやすいように、上端部が前方側に僅かに張り出すことによって肉厚に形成されている。

【0023】

また、本体部31は、前面板の下端部が前方側に僅かに突出した突条31aを有しており、操作部32を操作することによって、この突条31aを支点として、載置部材30を前方側に回転させることができるようにになっている。

【0024】

以下、装飾パネル20の着脱方法について説明する。まず、装飾パネル20を取り付けるには、図8及び図9に示すように、背板11の前方側(ダイニングルームD側)において、装飾パネル20を載置部材30の載置面30aに載置した状態で、装飾パネル20を傾けて、その上端部を背板11の外面に当接させた後、図10に示すように、載置部材30を背板11側にスライドさせていき、マグネットユニット33のマグネットを保持金具13に吸着させると、図11に示すように、装飾パネル20の上端部が背板11とカウンター固定金具7の下端部との間に挟み込まれ、装飾パネル20が背板11の外面に沿うように支持される。

【0025】

このようにして取り付けられた装飾パネル20を取り外すには、図12及び図13に示すように、装飾パネル20が載置されている載置部材30の操作部32を操作して、載置部材30を本体部31の下端部の突条31aを支点として背板11の前方側(図13に円弧矢印で示す方向)に回転させることによって、装飾パネル20を一旦持ち上げながら、載置部材30を装飾パネル20の下方位置から前方側に待避させると、図14及び図15に示すように、装飾パネル20が載置部材30から外れて床面上に落下して、装飾パネル20の上端位置がカウンター固定金具7の下端部よりも下方側に移動し、カウンター固定金具7の下端部による装飾パネル20の支持が解除されるので、装飾パネル20の上端部を手前に引き出すようにして取り外せばよい。

【0026】

以上のように、このシステムキッチン1のベースキャビネット2は、枠材22の内側に吸音材23を配設してなる心板21の少なくとも外表面及び端面が布地によって覆われた装飾パネル20を、背板11の外面側に取り付けてあるので、台所Kでの調理作業によって発生する音や、ベースキャビネット2内に組み込まれている食洗機3からの食器洗浄音が装飾パネル20の吸音材23に吸音されることによって、ダイニングルームD側に伝搬されにくく、ダイニングルームDにおいて、食事をしたり、テレビを見たり、音楽を鑑賞したり、読書をしたりする際に、台所側の騒音が気にならないという効果が得られる。

【0027】

また、装飾パネル20は、ダイニングルームD側に露出する外表面が布地25によって形成されているので、柔らかい印象を与えると共に、ダイニングルームDの雰囲気にあつた統一感を与えることも可能となり、デザイン面においても優れている。

【0028】

また、装飾パネル20の心板21が、吸音材23の外面側に配設された活性炭シートと光触媒シートとをラミネートした複合シート24を備えているので、不快に感じるペット、たばこ、排水・生ゴミ等に起因した生活臭や、シックハウス症候群の原因物質であるホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物(VOC)を活性炭シートが吸着すると共に、装飾パネル20の布地25を透過してくる光を光触媒シートが吸収することによって、シート

10

20

30

40

50

表面に酸化還元力が発生し、この酸化還元力によって、生活臭の発生原因となっている物質や、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物（VOC）が分解除去され、さらに、抗菌効果を得ることもできるので、ダイニングルームDの環境改善を図ることができる。

【0029】

また、装飾パネル20を構成している、中空ポリエステル纖維とバージンウールとを立体的に編み込んだ吸音材23は、室内の湿度を50%前後に保とうとする調湿機能を備えており、湿度が高いときは吸湿し、湿度が低いときは放湿するので、ダイニングルームD内を快適な空間に保つことができるという効果もある。

【0030】

なお、上述したベースキャビネット2では、背板11の外面側だけに装飾パネル20を取り付けているが、さらに、露出している一方の側板の外面側にも装飾パネル20を着脱自在に取り付けるようにしてもよい。その場合は、ベースキャビネットの側板にマグネットまたは磁性体からなる保持金具を取り付けると共に、装飾パネルにおけるベースキャビネット側のマグネットまたは保持金具に対応する位置に、磁性体からなる保持金具またはマグネットを取り付けておき、両者を磁気によって吸着させるようにすればよい。

10

【0031】

また、上述したベースキャビネット2では、活性炭シートと光触媒シートとをラミネートした複合シート24を備えた装飾パネル20を使用しているが、これに限定されるものではなく、活性炭シートや光触媒シートのいずれか一方だけを備えた装飾パネルや、活性炭シート、光触媒シート単体や複合シート24を省略した装飾パネルを使用することもできる。

20

【0032】

また、上述したベースキャビネット2では、装飾パネル20の心板を構成している吸音材として、中空ポリエステル纖維とバージンウールとを立体的に編み込んだ吸音材を使用しているが、これに限定されるものではなく、種々の吸音材を使用することができる。

【0033】

また、上述した実施形態では、ユーザが工具を使用せずに装飾パネル20の着脱を行うことができるよう、カウンター固定金具7と載置部材30とを利用して、背板11の外面側に装飾パネル20を取り付けるようにしているが、これに限定されるものではなく、装飾パネル20を背板にねじ止めする等の種々の取付方法を採用することができることはいうまでもない。

30

【産業上の利用可能性】

【0034】

本発明は、対面型のシステムキッチン用のベースキャビネットに利用することができる。

【符号の説明】

【0035】

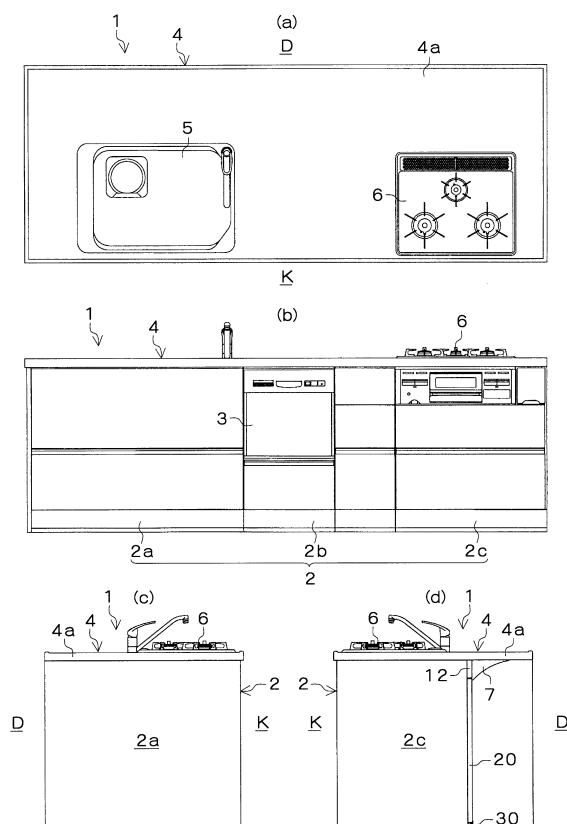
- 1 システムキッチン
- 2 ベースキャビネット
- 2 a、2 b、2 c キャビネットユニット
- 3 食洗機
- 4 カウンター
- 4 a 張出部
- 5 シンク
- 6 ガスコンロ
- 7 カウンター固定金具
- 11 背板
- 11 a 上部横桟木
- 11 b 下部横桟木
- 11 c 縦桟木

40

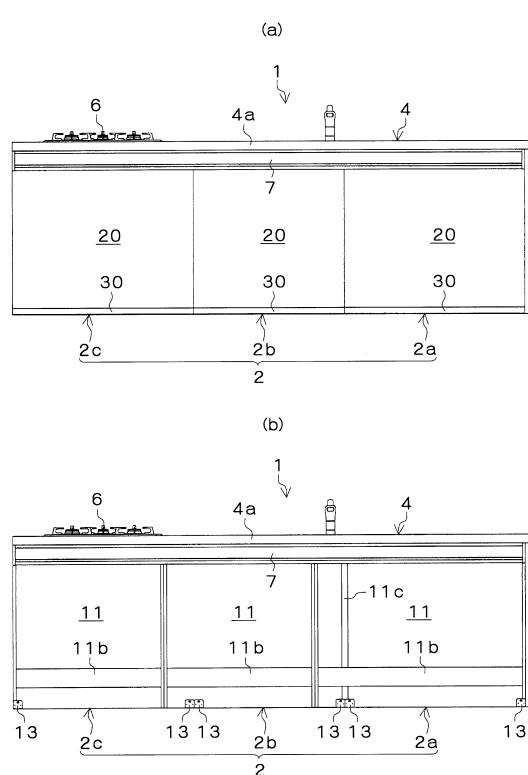
50

| | | |
|-------|-----------|----|
| 1 2 | 上部支持材 | |
| 1 3 | 保持金具 | |
| 2 0 | 装飾パネル | |
| 2 1 | 心板 | |
| 2 2 | 枠材 | |
| 2 3 | 吸音材 | |
| 2 4 | 複合シート | |
| 2 5 | 布地 | |
| 3 0 | 載置部材 | |
| 3 0 a | 載置面 | 10 |
| 3 1 | 本体部 | |
| 3 1 a | 突条 | |
| 3 2 | 操作部 | |
| 3 3 | マグネットユニット | |
| D | ダイニンググループ | |
| K | 台所 | |

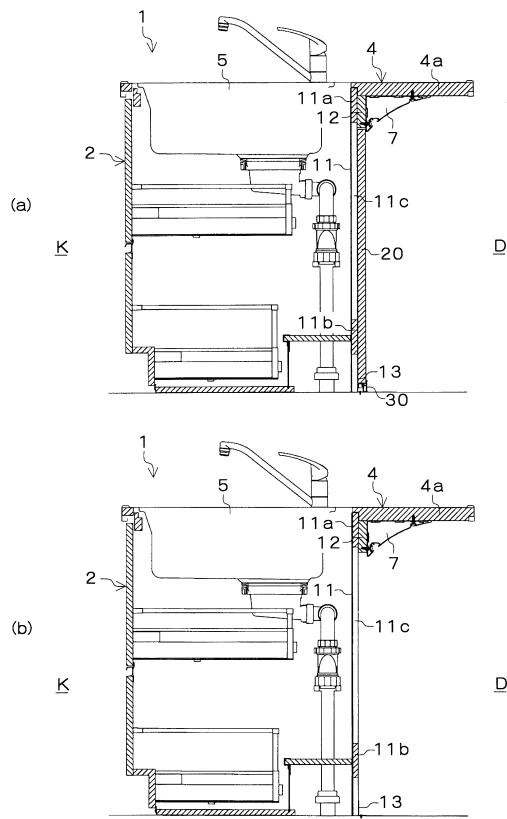
【図1】



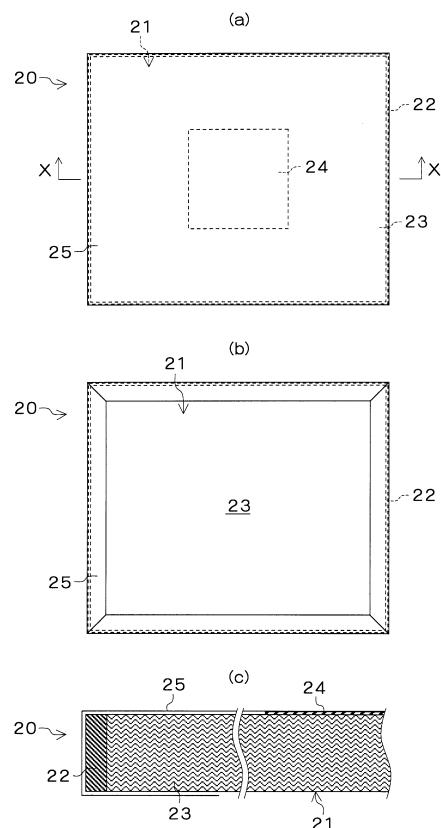
【図2】



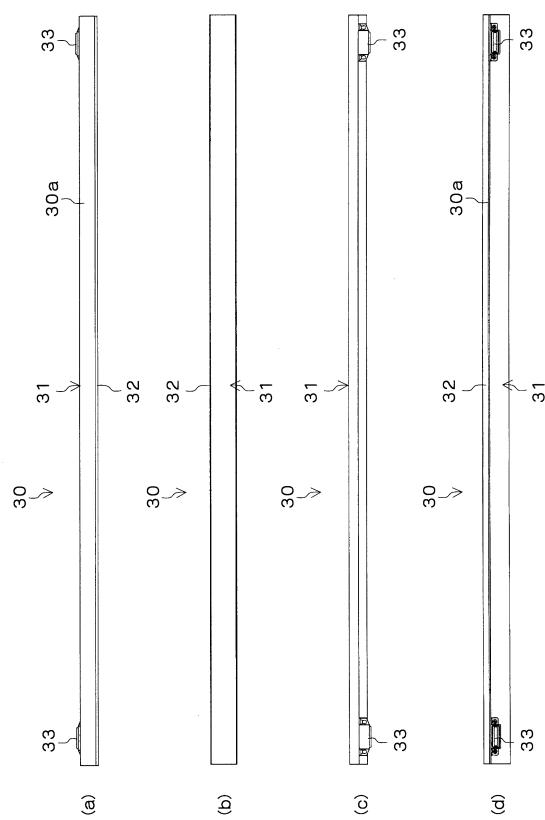
【図3】



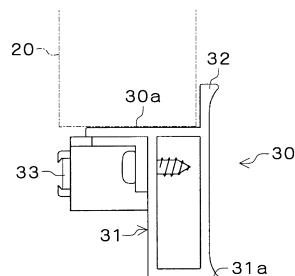
【図4】



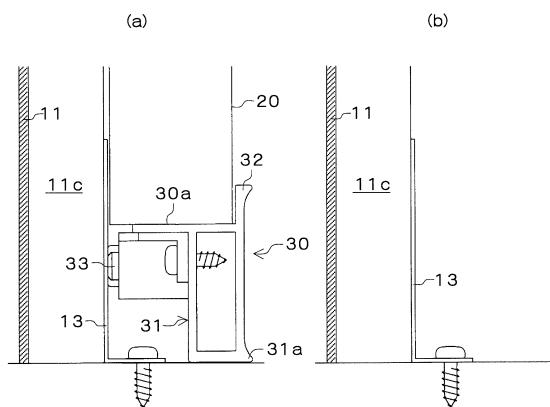
【図5】



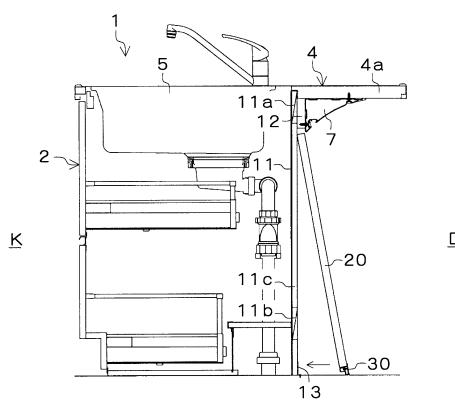
【図6】



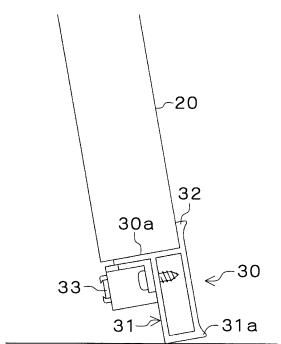
【図7】



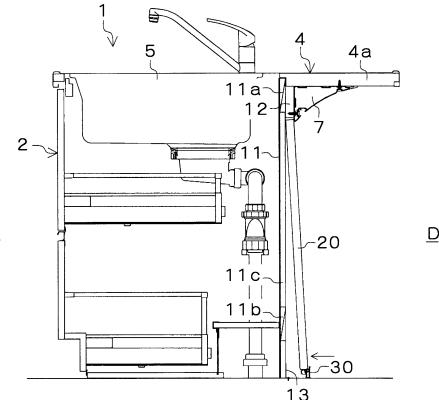
【図 8】



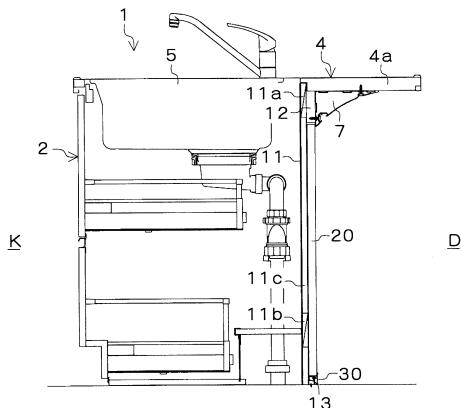
【図 9】



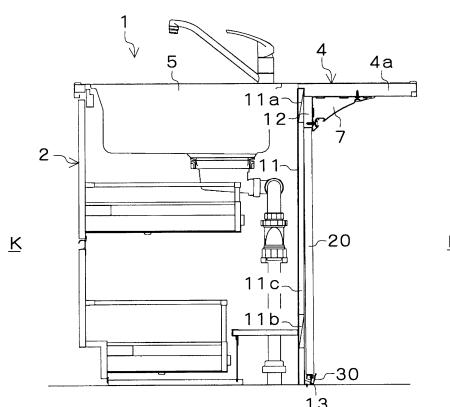
【図 10】



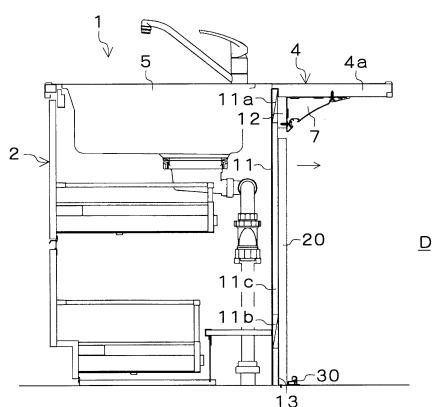
【図 11】



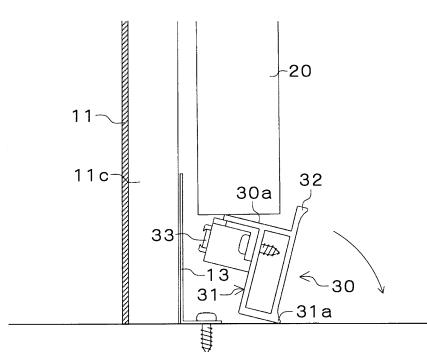
【図 12】



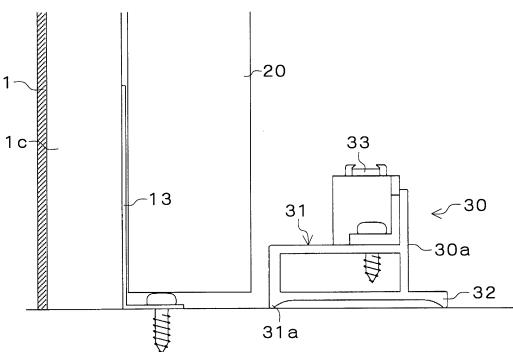
【図 14】



【図 13】



【図 15】



フロントページの続き

(72)発明者 近藤 久嗣

大阪府大阪市住之江区平林南2丁目10番60号 永大産業株式会社内

(72)発明者 平尾 蓉子

大阪府大阪市住之江区平林南2丁目10番60号 永大産業株式会社内

審査官 油原 博

(56)参考文献 実開昭61-001522(JP, U)

実開平04-011825(JP, U)

登録実用新案第3109580(JP, U)

実開昭62-120799(JP, U)

特開2003-227203(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A47B 77/00、96/20

B32B 1/00 - 43/00